

1 事業名

所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部
改正

2 事業の概要

所沢駅西口区画整理事務所の移転に伴い、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても事務所を移転する場合には、同様の条例改正を
行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

土地区画整理法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新	旧
---	---

議案第 8 4 号 所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(事務所の所在地)

第 5 条 事業の事務所は、所沢市並木一丁目 1 番地の 1に置く。

(事務所の所在地)

第 5 条 事業の事務所は、所沢市東住吉 1 9 番 2 2 号に置く。